

令和4年3月11日
土木部河川公園課

江東区立都市公園条例の一部を改正する条例

1 改正の理由

区立公園の占用料及び行為の許可の使用料は、固定資産税評価額を算定の基礎とし、3年ごとの評価替えの時期に合わせその翌年に改正を行っている。

固定資産税評価額の評価替えが令和3年に行われたので、公園の占用料等に適正に反映させ、また、近傍の路線価を算定の基礎としている公園の土地及び公園施設の使用料についても併せて見直すため、改正するものである。

2 改正の概要

(1) 区立公園の占用料と行為の許可の使用料

区立公園の占用料と行為の許可の使用料は、下記のいずれかの低い額に設定する。

ア 積算単価＝固定資産税評価額の2/3区平均価格×使用料率×占用面積
×修正率

イ 現行単価の1.2倍額

(2) 公園の土地及び公園施設の使用料

公園の土地及び公園施設の使用料は、下記の積算方法で算出し、条例ではその上限額を定める。

ア 土地の使用料

当該地の近傍の路線価に「江東区行政財産使用料条例」に定められている割合を乗じて算出する。

イ 公園施設の使用料

減価償却後の施設価格に「江東区行政財産使用料条例」に定められている割合を乗じ、施設がある土地の使用料を加えて算出する。

3 改正内容

新旧対照表のとおり

4 施行期日

令和4年4月1日

江東区立都市公園条例 新旧対照表

現行			改正案		
本則 (略)			本則 (略)		
別表第1 (第10条関係)			別表第1 (第10条関係)		
種類	単位	金額	種類	単位	金額
土地	1平方メートルにつき1月	<u>2,575円</u>	土地	1平方メートルにつき1月	<u>2,850円</u>
公園施設	1平方メートルにつき1月	<u>2,787円</u>	公園施設	1平方メートルにつき1月	<u>2,363円</u>
備考 (略)			備考 (略)		
別表第2 (第13条、第26条関係)			別表第2 (第13条、第26条関係)		
行為の種類	単位	使用料	行為の種類	単位	使用料
広告、宣伝その他これらに類する行為	1平方メートルにつき1日	<u>39円</u>	広告、宣伝その他これらに類する行為	1平方メートルにつき1日	<u>45円</u>
物品の販売その他の営業行為	1平方メートルにつき1日	<u>39円</u>	物品の販売その他の営業行為	1平方メートルにつき1日	<u>45円</u>
募金、署名運動その他これらに類する行為	1平方メートルにつき1日	<u>39円</u>	募金、署名運動その他これらに類する行為	1平方メートルにつき1日	<u>45円</u>
業としての写真、映画等の撮影(常時使用の場合)	撮影機1台につき1月	<u>9,360円</u>	業としての写真、映画等の撮影(常時使用の場合)	撮影機1台につき1月	<u>10,800円</u>
業としての写真、映画等の撮影(臨時的な使用の場合)	写真撮影	<u>1,657円</u>	業としての写真、映画等の撮影(臨時的な使用の場合)	写真撮影	<u>1,912円</u>
	映画、テレビ及びビデオ撮影	<u>14,625円</u>		映画、テレビ及びビデオ撮影	<u>16,875円</u>
競技会、集会、展示会その他これらに類する催しの開催	1平方メートルにつき1日	<u>39円</u>	競技会、集会、展示会その他これらに類する催しの開催	1平方メートルにつき1日	<u>45円</u>
備考 (略)			備考 (略)		

別表第3 (第19条関係)

種類		単位	占用料	
電柱	本柱、支柱及び支線	1本につき1月	<u>1,583円</u>	
標識			<u>938円</u>	
水道管 下水道管 ガス管	外径が40センチメートル未満のもの	1メートルにつき1月	<u>140円</u>	
	外径が40センチメートル以上1メートル未満のもの		<u>351円</u>	
	外径が1メートル以上のもの		<u>703円</u>	
電線	電線	1メートルにつき1月	<u>117円</u>	
	地下電線		外径が40センチメートル未満のもの	<u>140円</u>
			外径が40センチメートル以上1メートル未満のもの	<u>351円</u>
			外径が1メートル以上のもの	<u>703円</u>
鉄塔		1平方メートルにつき1月	<u>1,173円</u>	
変圧塔及びマンホールの類		1か所につき1月	<u>1,173円</u>	
郵便差出箱及び信書便差出箱		1か所につき1月	<u>469円</u>	

別表第3 (第19条関係)

種類		単位	占用料	
電柱	本柱、支柱及び支線	1本につき1月	<u>1,856円</u>	
標識			<u>1,100円</u>	
水道管 下水道管 ガス管	外径が40センチメートル未満のもの	1メートルにつき1月	<u>165円</u>	
	外径が40センチメートル以上1メートル未満のもの		<u>412円</u>	
	外径が1メートル以上のもの		<u>825円</u>	
電線	電線	1メートルにつき1月	<u>137円</u>	
	地下電線		外径が40センチメートル未満のもの	<u>165円</u>
			外径が40センチメートル以上1メートル未満のもの	<u>412円</u>
			外径が1メートル以上のもの	<u>825円</u>
鉄塔		1平方メートルにつき1月	<u>1,375円</u>	
変圧塔及びマンホールの類		1か所につき1月	<u>1,375円</u>	
郵便差出箱及び信書便差出箱		1か所につき1月	<u>550円</u>	

公衆電話所			<u>1,173円</u>
地下の 占用物 件	地上露出部 分	1平方 メートル につき 1月	<u>865円</u>
	地下部分		<u>351円</u>
高架の占用物件			<u>586円</u>
天体、気象及び土地の観 測施設			<u>987円</u>
その他占用			1平方 メートル につき 1日

備考 (略)

別表第4～別表第8 (略)

公衆電話所			<u>1,375円</u>
地下の 占用物 件	地上露出部 分	1平方 メートル につき 1月	<u>1,038円</u>
	地下部分		<u>412円</u>
高架の占用物件			<u>687円</u>
天体、気象及び土地の観 測施設			<u>1,184円</u>
その他占用			1平方 メートル につき 1日

備考 (略)

別表第4～別表第8 (略)

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。